

改正個人情報保護法と条例改正について

令和4年10月

宮代町情報公開・個人情報保護審議会

(個人情報保護委員会事務局資料抜粋)

目次①

I 改正個人情報保護法の概要について

1. 個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要	5
2. 令和3年改正法により期待される具体的な効果・メリットの例	7
3. 公的部門における主な規律（個人情報保護法第5章関係）	8
3-1. 定義関係	9
3-2. 個人情報等の取扱い関係	10
3-3. 個人情報ファイル簿の作成・公表	18
3-4. 開示、訂正及び利用停止	21
3-5. 行政機関等匿名加工情報	24
4. 個人情報保護委員会と地方公共団体との関係	27

目次②

Ⅱ 条例等の整備に向けた留意事項について

1. 地方公共団体が法改正に対応して行うべき必須事項……………29
2. 個人情報保護法施行条例等の整備に向けた検討状況……………30
3. 一元化の施行に向けての作業スケジュール……………31

Ⅲ 条例案作成等に当たってのポイントについて

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ①～⑥……………39

I 改正個人情報保護法の概要について

1. 個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

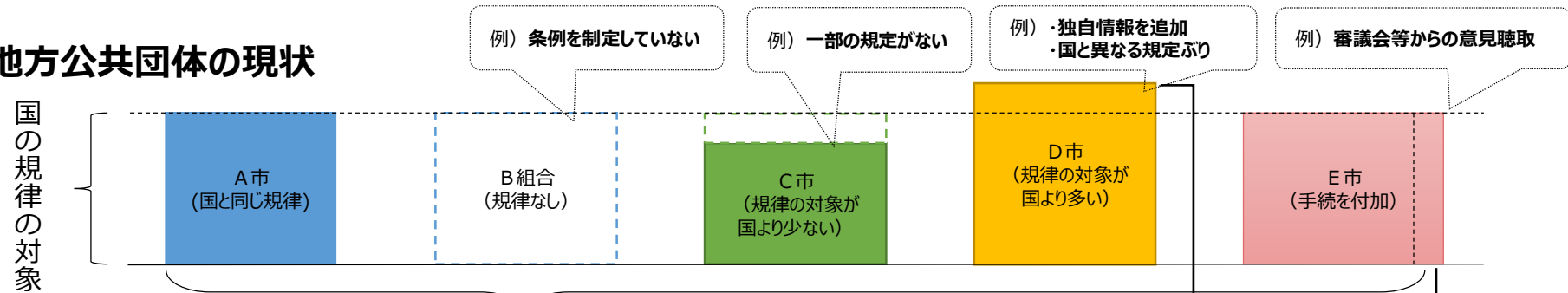
<これまでの地方公共団体の個人情報保護制度>

各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定・運用の相違（いわゆる「2000個問題」）により、施策上の不均衡・不整合などの支障が生じていた。

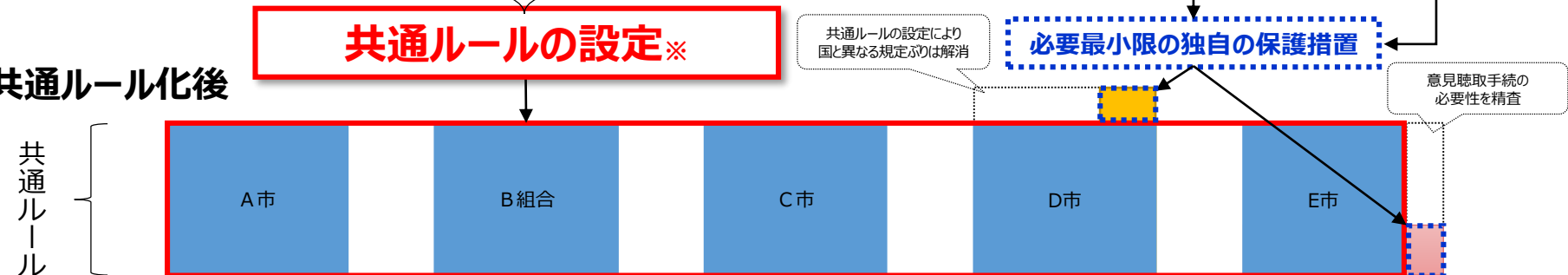
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドライン等を策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



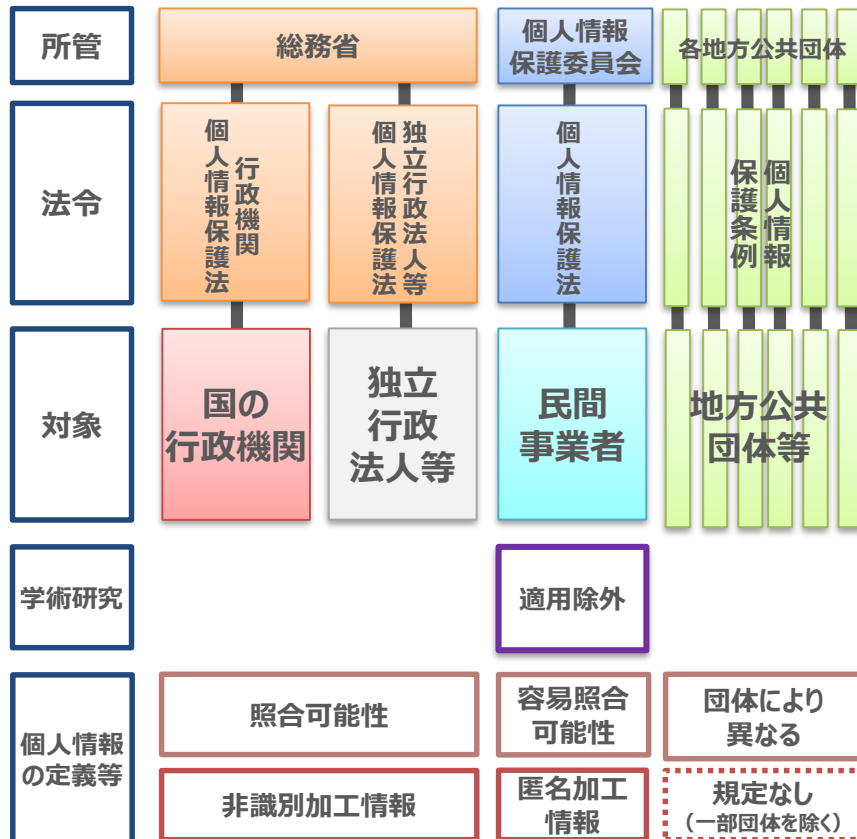
※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の主な役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に移行。

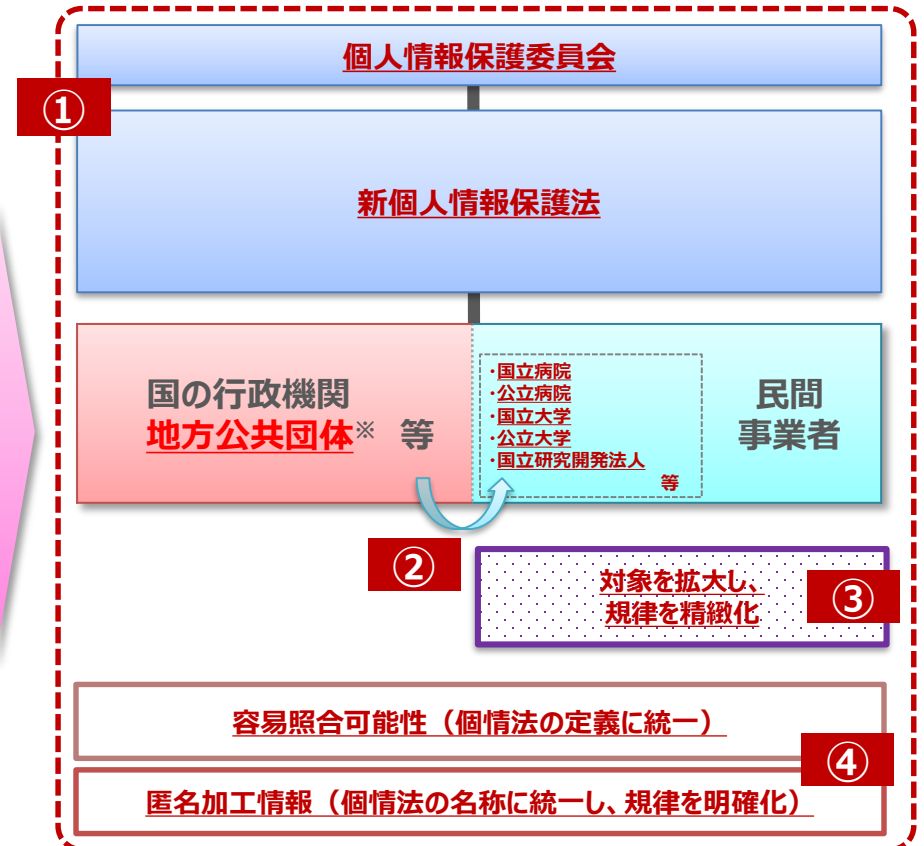
参考：個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【見直し前】



【見直し後】



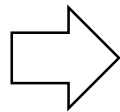
※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

2. 令和3年改正法により期待される具体的な効果・メリットの例(地方公共団体の視点から)

1 医療機関同士の連携

<これまで>

国立、公立、民間病院で適用される規律が異なり、連携した治療を行う場合でもデータの連携がスムーズにできなかった。



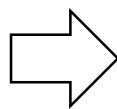
<今後>

- ・ 複数の医療機関の間での連携が円滑に行われるようになり、患者の容体に応じた最適な治療が受けられる。
- ・ 医療機関の間での共同研究も行いやすくなり、新たな治療薬やワクチンの開発期間が短縮される。

2 大規模災害時等の自治体間の連携

<これまで>

自治体間の規律に差異があり、大規模災害等の緊急時でも必要な個人情報の提供に支障があったとの指摘。



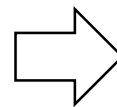
<今後>

地方公共団体間の適切かつ迅速な対応が図られることが期待される（安否不明者の氏名等の公表により効率的な救助・捜索活動が可能に）。

3 個人情報保護の水準の全国的な底上げ

<これまで>

個人情報保護条例を定めていない団体や、条例を定めていても、一部の規定が置かれていない団体が存在。



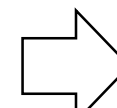
<今後>

法律で共通ルールが設定されることとなり、個人情報保護の全国的な最低水準が設定される（保護水準の全国的な底上げが図られる）。

4 住民にとって分かりやすい制度

<これまで>

地方公共団体ごとに個人情報の取扱いや開示請求の方法等が異なっていた。



<今後>

例えば、転居前後で個人情報の取扱いや開示請求の方法等が同じになり、住民にとって分かりやすい制度となる。

3. 公的部門における主な規律（個人情報保護法第5章関係）

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

（例：1枚の名刺）

【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が
組織的に利用するものとして保有する、
行政文書又は法人文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報のみならず、
いわゆる散在情報も含む

【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成
したもの（電算機又はマニュアル処理）

① 保有・取得に関するルール

- 法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- **利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。**
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- **直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。**
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- **漏えい等が生じないように、安全管理措置を講ずる。**
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- **委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。**

③ 利用・提供に関するルール

- **原則として、利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。**
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④ 開示請求等への対応に関するルール

- **本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。**

⑤ 通知・公表等に関するルール

- **個人情報ファイル簿を作成・公表する。**

3-1. 定義関係

- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、改正後の法律で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
- **条例・規則の改廃**
 - 定義関係については、改正後の法律により統一されるため、条例・規則で各用語に関する定義規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

3-2. 個人情報等の取扱い関係①

保有に関する規律

- 行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。（法第61条第2項）

3-2. 個人情報等の取扱い関係②

取得に関する規律

- 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。（法第62条）
- 行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。（法第63条）
- 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（法第64条）
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（法第65条）

3-2. 個人情報等の取扱い関係③

利用・提供に関する規律（原則）

- 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

3-2. 個人情報等の取扱い関係④

1 他の法令に基づく利用目的以外の目的の利用・提供

- 行政機関の長等は、「**法令に基づく場合**」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

⇒**法令に基づく場合**は、利用目的以外の目的で保有個人情報を利用・提供することができる。

2 利用目的の変更による利用・提供

恒常的な利用・提供

- 行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、**変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲**を超えてはならない。（法第61条第3項）

⇒利用目的以外の目的での保有個人情報の利用又は提供が**恒常的に行われる場合**には、法第61条第3項に基づき利用目的の変更を行わなければならない。

3-2. 個人情報等の取扱い関係⑤

3 例外措置としての利用目的以外の目的の利用・提供

臨時的な利用・提供

- 行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる**。ただし、これらに該当する場合であっても、**本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない**。（法第69条第2項）
 - ① **本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき**（同項第1号）
 - ② **行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合**であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき（同項第2号）
 - ③ **他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合**において、**提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由**があるとき（同項第3号）
 - ④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら**統計の作成**又は**学術研究**の目的のために保有個人情報を提供するとき、**本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき**、その他保有個人情報を提供することについて**特別の理由**があるとき（同項第4号）

⇒日々の業務において臨時的に保有個人情報を本来の利用目的以外の目的で利用又は提供する場合は、法令に基づき行われる場合を除き、上記①から④のいずれかに該当する必要がある。

3-2. 個人情報等の取扱い関係⑥

安全管理措置について

- 個人情報保護委員会事務局が公表する事務対応ガイド4-8に、「**行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針**」として、以下の項目に沿って行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものが示されているため、これを参照の上必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある。
 - 管理体制
 - 教育研修
 - 職員の責務
 - 保有個人情報の取扱い
 - 情報システムにおける安全の確保等
 - 情報システム室等の安全管理
 - 保有個人情報の提供
 - 個人情報の取扱いの委託
 - サイバーセキュリティの確保
 - 安全管理上の問題への対応
 - 監査及び点検の実施

3-2. 個人情報等の取扱い関係⑦

漏えい等の委員会への報告

- 行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、**当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。**（法第68条第1項）
 - ① **要配慮個人情報に含まれる保有個人情報**（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、本頁において同じ。）の**漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ② **不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ③ **不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ④ **保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ⑤ **条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、**速やかに**、委員会への報告を行わなければならない。【速報】
- 行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え、**当該事態を知った日から30日以内**（上記③に該当する事態においては60日以内。③の事態に加え、上記①、②又は④の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会への報告を行わなければならない。【確報】
- 委員会への漏えい等報告については、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。

3-2. 個人情報等の取扱い関係⑧ 【必要な対応】

■ 条例・規則の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

■ 要綱、手引き、様式、通達等の改廃

- 従来 of 条例の規定に基づき、地方公共団体の機関や地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについての要綱等を作成している場合、改正後の法律の規定に合わせた形に規定の整備等を行う必要がある。

■ 安全管理措置に係る点検等

- 改正後の法令やガイドライン等を参照しながら、地方公共団体の機関や地方独立行政法人における個人情報の管理状況につき点検し、改正法の施行までに適切な管理のために必要な体制等の整備を行う必要がある。

■ 漏えい等報告等に係る体制整備

- 改正後の法令やガイドライン等を参照しながら、漏えい等が生じた場合の委員会への報告や本人への通知を行うための体制等の整備を行う必要がある。

3-3. 個人情報ファイル簿の作成・公表①

- 行政機関の長等及び法別表第2に掲げる法人は、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。（法第75条第1項）※記載事項は「個人情報ファイル簿のイメージ」を参照
- 行政機関の長等及び法別表第2に掲げる法人は、次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。（法第75条第3項）
 - ・ 記録項目の一部
 - ・ 記録情報の収集方法
 - ・ 記録情報を個人情報ファイルを保有しようとする行政機関以外の者に経常的に提供する場合における提供先

※地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、個人情報ファイル簿の作成・公表義務が課される（法第75条第4項）。

その上で、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に加えて、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができる（法第75条第5項）。

3-3. 個人情報ファイル簿の作成・公表② 【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

■ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 改正後の法令やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに個人情報ファイル簿の作成・公表を行う必要がある。

(参考) 個人情報ファイル簿のイメージ

個人情報ファイルの名称	個人情報保護取扱主任者受験者ファイル	
行政機関等の名称	〇〇省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇局〇〇課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する	
記録項目	1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 電話番号、8 可否の別、9 合格順位、10 得点	
記録範囲	個人情報保護試験の受験者（平成〇〇年度以降）	
記録情報の収集方法	〇〇から〇〇により収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正又は利用停止の制度	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第20条7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）住所（都道府県単位に置換え） 【作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「-」と記入】	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 【作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「-」と記入】	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている場合には、その旨	無	
備 考		

3-4. 開示、訂正及び利用停止①

- 改正後の法律においては、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律（法第5章第4節）に基づき、開示、訂正及び利用停止の請求を受け、これに対応する必要がある。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか認められていなかった開示等請求について、改正後の法律においては任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

※ 具体的な手続等については、事務対応ガイドⅣ（開示、訂正及び利用停止編）を参照のこと。

※民間規律が適用される法人・業務については、後述。

3-4. 開示、訂正及び利用停止②【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

※ 法第89条第2項の規定に基づき、開示請求に係る手数料の額については、条例で定める必要がある。

- 一方で、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するための非開示情報の整理のほか、開示等手続及び審査請求手続について、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

■ 開示等請求への対応に必要な体制整備

- 改正後の法令やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに開示等請求への対応を行うための体制等の整備を行う必要がある。

3-4. 開示、訂正及び利用停止③

【条例と開示等手続との関係】

- **条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例**
 - ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること
(法は原則として請求から30日以内に開示決定等すべき旨を規定。)
 - ◆ 手数料を無料又は従量制とすること
- **条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例**
 - ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

3-5. 行政機関等匿名加工情報①

行政機関等匿名加工情報を その用に供して行う事業に係る提案募集

- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。（法第110条・第60条③）
 - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
 - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
 - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
 - 提案募集の結果、事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。（法第111条から第121条）
- ※ **都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。（法附則第7条）**



3-5. 行政機関等匿名加工情報②

行政機関等匿名加工情報の作成

- 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成する場合には、法第5章第5節の規定（行政機関等匿名加工情報の提供等）に従わなければならない。（法第109条①）
- 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、**特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために、規則で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない。**（法第116条①）

行政機関等匿名加工情報の提供

- 行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合でなければ、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。（法第109条②）
 - ① **法令に基づく場合**（法第5章第5節の規定に従う場合を含む。）
 - ② **行政機関の長等が利用目的のために保有個人情報を第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を用いて作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供する場合**

識別行為の禁止等

- 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、**当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。**（法第121条①）
- 行政機関等匿名加工情報、**法第107条第4項に規定する削除情報及び法第114条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報**については、**漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。**（法第121条②）
- 行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用される。（法第121条③）

3-5. 行政機関等匿名加工情報③ 【必要な対応】

- 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。（法附則第7条）

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

※ 法第119条第3項及び法第119条第4項の規定により、契約締結する者が納めるべき手数料の額については、条例で定めておく必要がある。

■ 提案募集等に必要な体制整備

- 改正後の法令やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに提案募集等を行うための体制等の整備を行う必要がある。

4. 個人情報保護委員会と地方公共団体との関係

■ 委員会の位置付け

- 専門的知見を有する独立行政委員会（法第6章第1節）

■ 指導、助言、勧告 等

- 法第6章第2節第3款の規定に基づき、委員会は行政機関等の監視を行う。

■ 情報の提供・技術的助言の求め（法第166条）

- 委員会は、地方公共団体の求めに応じて、必要な情報提供や技術的助言を行う。

■ 条例の届出（法第167条）

- 地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。

Ⅱ 条例等の整備に向けた留意事項について

1. 地方公共団体が法改正に対応して行うべき必須事項

令和5年4月1日より、特別地方公共団体（一部事務組合、広域連合及び財産区）を含む地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、改正個人情報保護法の規定が適用。



地方公共団体の対応

全ての都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合において、同法の施行に係る 条例等（個人情報保護法施行条例等。各種内部規程を含む。）の整備（制定又は改正）を令和4年度内に遅滞なく完了していただくことが必要。

（参考）個人情報委員会による支援

- ・全国説明会の実施（令和3年度に2回開催） ※既実施
- ・事務対応ガイド等の資料提供 ※既実施
- ・法解釈等の照会対応、希望に応じて条例案の事前確認 <現在実施中>
- ・地方公共団体主催の説明会・勉強会への参加 <現在実施中>

➡ 今後も必要に応じ対応を強化。

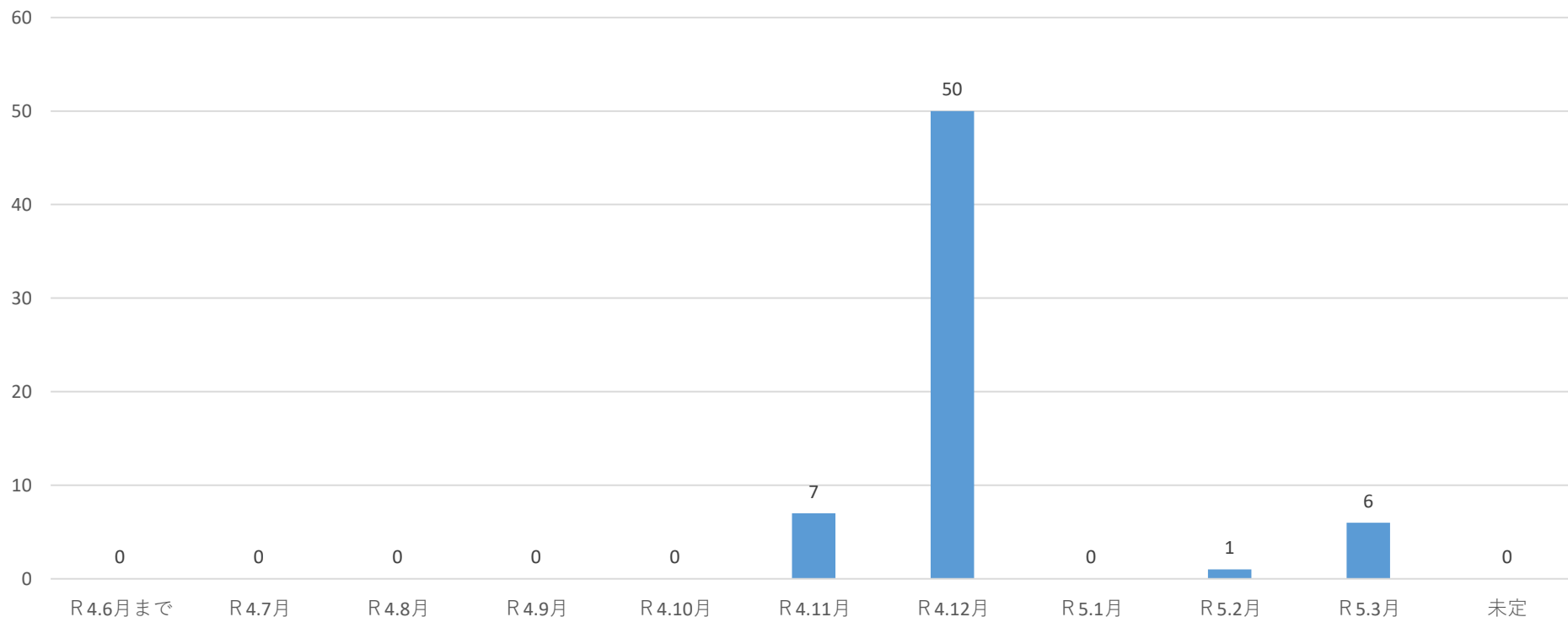
2. 個人情報保護法施行条例等の整備に向けた検討状況

※「個人情報保護法施行条例等の整備に向けた検討状況について」（令和4年5月18日付け通知）にて実施

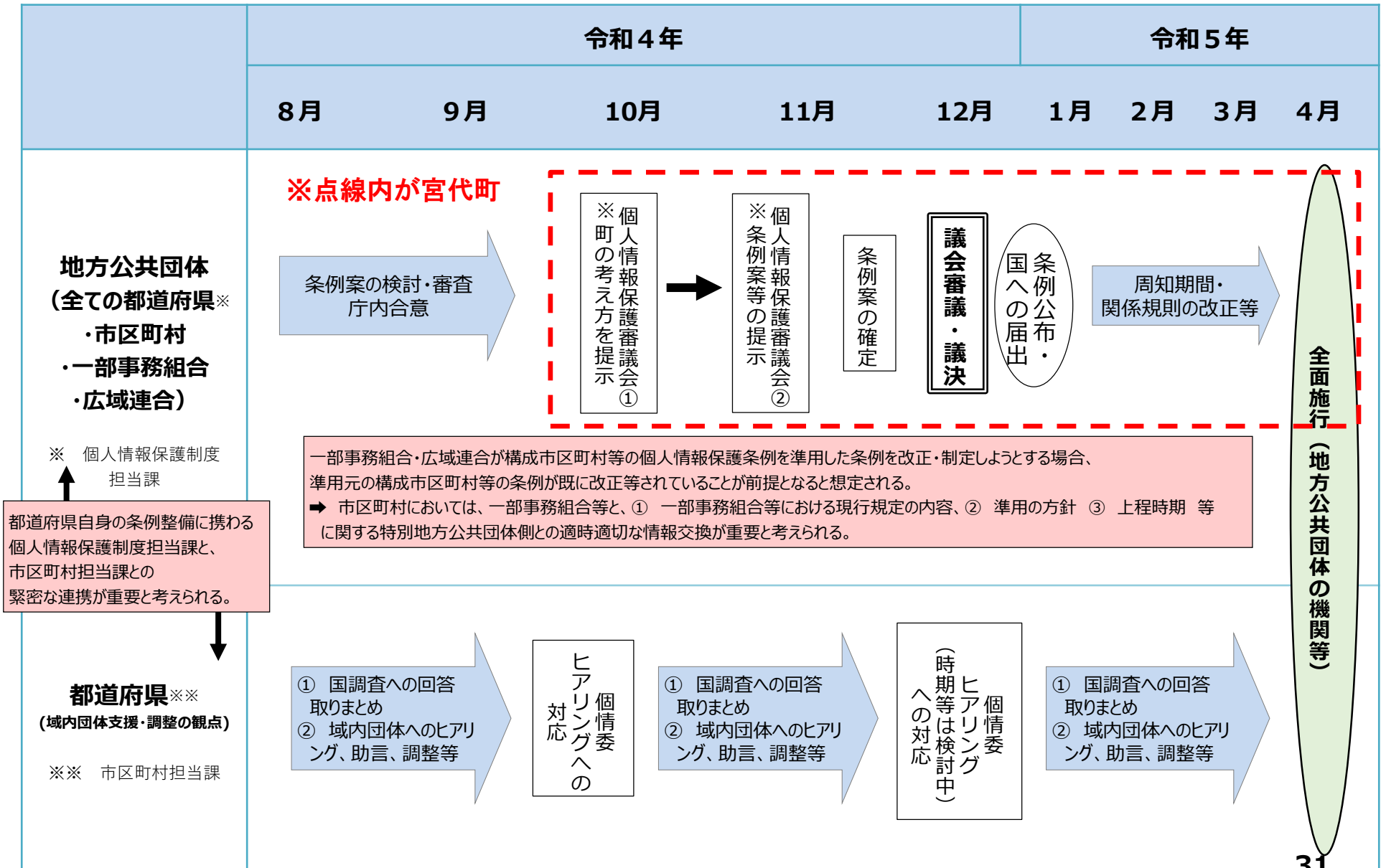
埼玉県内の県及び県内市町村（合計64団体）のうち

- ① 12月までに議会上程を予定している団体：57団体（78%）
- ② 令和5年1月から3月までに議会上程を予定している団体：7団体（11%）
- ③ 未定団体：なし（0%）

埼玉県【県及び県内市町村（合計64団体）】議会上程時期



3. 一元化の施行に向けての作業スケジュール



Ⅲ 条例案作成等に当たってのポイントについて

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ①

新たに制定する個人情報保護法施行条例の構成イメージ

「〇〇市個人情報保護法施行条例」の条文イメージは、

- ・条例で定める必要がある事項
- ・必要に応じて条例で定めることが考えられる事項
- ・条例で定めることを妨げるものではない事項

により構成されている。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ②

条例で定める必要がある事項

宮代町個人情報保護法施行条例

<本則>

第1条（条例の趣旨に関する規定）

第2条（用語の定義についての規定）

第3条（条例要配慮個人情報に関する規定）

第4条（個人情報取扱事務登録簿に関する規定）

第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））

第6条（開示請求に係る手数料）

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第10条（訂正の手続に関する規定）

第11条（利用停止の手続に関する規定）

第12条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第13条（審議会への諮問に関する規定）

※その他、附則として施行期日、経過措置等の定めが置かれることとなる。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ②

必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

宮代町個人情報保護法施行条例

<本則>

第1条（条例の趣旨に関する規定）

第2条（用語の定義についての規定）

第3条（条例要配慮個人情報に関する規定）

第4条（個人情報取扱事務登録簿に関する規定）

第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））

第6条（開示請求に係る手数料）

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第10条（訂正の手続に関する規定）

第11条（利用停止の手続に関する規定）

第12条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第13条（審議会への諮問に関する規定）

※その他、附則として施行期日、経過措置等の定めが置かれることとなる。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ②

条例で定めることを妨げるものではない事項

宮代町個人情報保護法施行条例

<本則>

第1条（条例の趣旨に関する規定）

第2条（用語の定義についての規定）

第3条（条例要配慮個人情報に関する規定）

第4条（個人情報取扱事務登録簿に関する規定）

第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））

第6条（開示請求に係る手数料）

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第10条（訂正の手続に関する規定）

第11条（利用停止の手続に関する規定）

第12条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第13条（審議会への諮問に関する規定）

※その他、附則として施行期日、経過措置等の定めが置かれることとなる。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ③

条例で定める必要がある事項

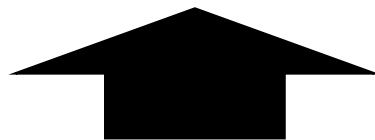
第6条（開示請求に係る手数料）

（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり〇〇円とする。

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇市手数料条例（昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）に定める額とする。



個人情報の保護に関する法律 第89条第2項

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、**条例で定める**ところにより、実費の範囲内において**条例で定める**額の手数料を納めなければならない。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ③

条例で定める必要がある事項

第12条第1項（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

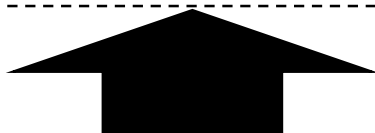
（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに〇〇円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇市手数料条例（昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）に定める額とする。



個人情報の保護に関する法律 第119条第3項

3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、**条例で定める**ところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として**条例で定める**額の手数料を納めなければならない。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ③

条例で定める必要がある事項

第12条第2項（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第12条（中略）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者

〇〇円



個人情報保護に関する法律 第119条第4項

4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、**条例で定める**ところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として**条例で定める**額の手数料を納めなければならない。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ④

必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

第1条（条例の趣旨に関する規定）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（用語の定義についての規定）

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ④

必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

第3条（条例要配慮個人情報に関する規定）

（条例要配慮個人情報）

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 一 …
- 二 …
- 三 …



個人情報の保護に関する法律 第60条第5項

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が**条例で定める**記述等が含まれる個人情報をいう。

<これまでの助言例>

- ・条例要配慮個人情報に係る記述等を定める場合には、当該記述等について、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要することが必要であるところ、これを裏付ける具体的な立法事実や立法事実を照らして過不足のない規定ぶりを検討する必要がある。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ④

必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））

（不開示情報）

- 第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条第〇〇号に掲げる情報とする。
- 2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示と
する必要があるものとして条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例第〇〇条
第〇〇号に掲げる情報とする。

個人情報保護に関する法律 第78条第2項

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として**条例で定める**ものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示と
する必要があるものとして**条例で定める**もの（）」とする。

<これまでの助言例>

- ・情報公開条例における不開示情報が実質的に法第78条第1項各号の不開示情報に含まれている場合には、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをするために条例で規定する必要はない。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第4条（個人情報取扱事務登録簿に関する規定）

（登録簿）

第4条 市の機関等（市の機関（議会を除く。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

一 …

二 …

2 市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

個人情報の保護に関する法律 第75条第5項

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、**条例で定めるところ**により、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

<これまでの助言例>

・個人情報取扱事務登録簿等の作成・公表を行う場合であっても、個人情報ファイル簿の作成・公表は必要。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第7条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

第8条 開示決定等は、開示請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第83条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第9条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から〇〇日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

※法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、「〇〇日以内」については、各項に係る期間の短縮と整合を図る必要がある。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）



個人情報保護に関する法律 第108条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、**条例で必要な規定を定める**ことを妨げるものではない。

<これまでの助言例>

- ・開示請求書の任意記載事項を追加する場合には、法に基づく記載事項を満たすことと、請求の要件等を実質的に変更することはできないことに留意することが必要。
- ・期間計算の方法については、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算することになるところ、これと異なる方法を規定することはできない。
- ・法第83条第2項の規定は30日以内に限り延長できることを規定しているところ、条例でこれを超える期間を規定することはできない。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第10条（訂正の手続に関する規定）

第10条 訂正決定等は、訂正請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第94条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。



個人情報保護に関する法律 第108条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、**条例で必要な規定を定める**ことを妨げるものではない。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第11条（利用停止の手續に関する規定）

第11条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第102条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。



個人情報保護に関する法律 第108条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、**条例で必要な規定を定める**ことを妨げるものではない。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第13条（審議会への諮問に関する規定）

第13条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、〇〇市個人情報保護審査会条例（令和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

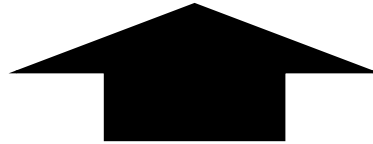
※「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」とは、法令やガイドライン、事務対応ガイド等の記載に則った具体的な運用方法について定めるものであり、例えば、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用についての細則がこれに当たる（Q&A7-1-2参照）。

※上記各号列記の事項は、これまでの照会等を踏まえて例示するものであり、これらの項目について条例に規定を設けるべきとの趣旨ではないが、法第129条の委任規定の趣旨に鑑み、諮問を行うことが特に必要であると考えられる事項について、上記も参考にしつつ、具体的な記載をする必要がある。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑤

条例で定めることを妨げるものではない事項

第13条（審議会への諮問に関する規定）



個人情報の保護に関する法律 第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

<これまでの助言例>

- ・地方公共団体が行う審議会等への諮問は、定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合など、特に必要がある場合に認められ、個別の事案に係る法の適否の判断を諮問することは許容されないものであり、法第129条により「特に必要であると認めるとき」に当たるものとして審議会等に諮るべき事項について具体的に規定する必要がある。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑥

<附則>

第1条（施行期日）

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

第2条（旧条例の廃止）

（旧条例の廃止）

第2条 ○○市個人情報保護条例（平成○○年○○市条例第○○号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

※ 廃止とするか一部改正とするかは任意。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑥

<附則>

第3条（経過措置） 第1項～第3項

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第〇〇条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第〇〇条に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第〇〇条に規定する非識別加工情報等（以下「旧非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前に旧条例第〇〇条、第〇〇条又は第〇〇条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 附則第2条施行日前に旧条例第〇〇条の提案がされた場合における旧条例に規定する非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

※ 第3条第1項第1号の「実施機関」には、地方独立行政法人を含むものとして規定している。旧条例において実施機関に地方独立行政法人を含めていない場合には、別号で規定する必要がある。

※ 旧条例に非識別加工情報に関する規定がある場合に限る。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ⑥

<附則>

第3条（経過措置） 第4項～第6項

（経過措置）

第3条（略）

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第〇〇条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- 二 第一項第二号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第〇〇条に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前二項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

※ 第4項から第6項までは、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

第4条（経過措置）

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。